

令和5年4月

保護者各位

習志野市教育委員会

タブレット端末の持ち帰りについて

日頃より本市の教育活動に御理解・御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本市では市立小中学校に在籍する、全児童生徒にタブレット端末を貸与し、日々の教育活動の中で活用してまいります。また、タブレット端末を家庭に持ち帰っての学習や学校と御家庭をつなぐ連絡ツールとして活用してまいります。

つきましては、タブレット端末の利用について、習志野市教育委員会が定める「習志野市立小学校及び中学校における学習用タブレット型情報端末の利用及び管理に関する要綱」（習志野市総合教育センターホームページ掲載、以下のQRコードをご利用ください）及び学校が定める「タブレット端末活用のルール」の内容をお子様と確認をしながら「確認書」を記入し、4月24日（月）までに学校に提出をお願いします。

持ち帰りに際しては、御心配なこともあろうかと存じますが、学校でも家庭でも通常使用での破損、故障については、補償の対象となります。詳細は別紙【セキュリティや補償について】を御覧いただき、丁寧な取り扱いをお願いいたします。



総合教育センターホームページ